

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、富津市長から、平成 28 年度定期監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、同項の規定により当該通知に係る事項を公表する。

平成 29 年 5 月 15 日

富津市監査委員 磯貝 昭一

富津市監査委員 鈴木 幹雄

【措置事項】

○ 平成28年度定期監査

監査結果	措置状況	対象部局
旧天羽行政センターの跡地利用について		
旧天羽行政センターは、施設の老朽化に伴い閉鎖され、取壊計画が進められている。敷地については、地権者と賃貸借契約を締結し、毎年、土地借上料を支払っているところであり、建物取壊し後の敷地については、現在の利用状況を鑑み、また、行政需要を把握の上、適切に処理されたい。	全庁横断的に跡地利用について協議した結果、現在の利用状況を考慮し、生活道路の機能を確保するとともに、消防団詰所建設用地、防災無線設置用地及び指定緊急避難所用地として取得します。 なお、これ以外の敷地については、地権者に返還交渉を行います。	市民部 (天羽行政センター)